

2021年10月18日

各位

九州植物検疫協会

ニュージーランドでの *Pepino mosaic virus* 発生に伴う対応について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

Pepino mosaic virus (以下 PepMV) は、トマト、じゃがいもなど主にナス科植物に感染するウイルスであり、発生国から宿主植物を輸入する際、植物防疫法施行規則別表二の二十五項に基づき、輸出国で精密検定を行い、PepMV に侵されていないことを検査証明書に追記することが要求されています。

このことに関して、今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から(一社)全国植物検疫協会に対して、ニュージーランドから本年6月10日付けの書簡により、同国で PepMV の発生が新たに確認されたため、日本向けのトマト種子及び苗に対する検査証明書の発給を停止する旨の連絡があり、その後、同国から本年9月30日付けの書簡にて、植物防疫法施行規則別表二の二十五項に掲げる植物について同項に掲げる基準を満たすことにより、輸出を再開したい旨の連絡を受けたことから、規則改正までの暫定措置として、輸入検査において以下の対応を実施する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

1 検査証明書の確認

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入されるニュージーランド産の規則別表二の二十五項に掲げる植物

(参照：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2-2)

(2) 確認内容

令和3年10月18日以降に同国が発給した検査証明書が添付された対象植物について、規則別表二の二十五項の規定に基づく検査が行われ、かつ、PepMV に侵されていないことが追記されていること

2 1の確認の結果、当該追記が適切に行われていることを確認できない場合は、廃棄(返送を含む。)を命ずる。

3 その他

規則の次期改正時に、ニュージーランドを当該規則別表二の二十五項に掲げる地域への追加を予定している